○農林水産省告示第三百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県諏訪郡原村字裏之尾根一三一四一の一、字姥ヶ原一〇七六二の二、一〇七八七の二、一〇七九五の二、字秩澤一〇七七五の二、一〇七七六の二、一〇七七七、字秩澤日影一〇七八八、一〇七八九の二、一〇七九六、一〇七九八の二、字番飼場一二九五〇の二、一二九五〇の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県諏訪郡原村字番飼場一二九六六の一、一二九六六の二、一二九六七、字判之木一四二二八の二、一四二二九の二、一四二三一の口、一四二三四の一から一四二三四の三まで、字姥ヶ原一〇七四四の三、一〇七四五の三、一〇七四八の一、一〇七四八の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

字姥ヶ原一〇七四四の三、一〇七四五の三

2　その他の森林については、主伐は、択伐による。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県諏訪郡原村字廣河原一九九六の一、一九九七、一九九八、二〇〇〇、字廣河原中山一九九九

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

字廣河原一九九六の一（次の図に示す部分に限る。）

2　次の森林については、主伐は、択伐による。

字廣河原一九九六の一（次の図に示す部分に限る。）、一九九七、二〇〇〇

3　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県駿東郡清水町・小山町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県勝田郡奈義町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び奈義町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道新冠郡新冠町（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

新冠町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道沙流郡日高町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　飛砂の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(2)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）